平成２２年（フ）第２１号
北九州市小倉南区横代北町２丁目８番１号
債務者　大島　裕子（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県遠賀郡芦屋町祇園町３番３―305号
債務者　山田麻衣子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９号
北九州市若松区小石本村町19番11号
債務者　羽迫　真治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８０６号
大分市大字永興779番地　１Ａ32―3222
債務者　村上　文明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８３３号
大分市三川上４丁目２番９号
債務者　江藤　哲夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
大分県別府市大字北石垣1504番地の２
債務者　江藤　勝利
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８１号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地６―202
債務者　新垣サヨ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９５号
沖縄県豊見城市字豊見城454番地１　ハイグレードマンションＫＡＫＡＺＵ103
債務者　宮良　淳一
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９６号
沖縄県豊見城市字豊見城454番地１　ハイグレードマンションＫＡＫＡＺＵ103
債務者　宮良亜紀子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０２号
沖縄県那覇市字小禄138番地　上江洌アパート２―Ｂ
債務者　儀間　真実
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０３号
沖縄県那覇市字小禄138番地　上江洌アパート２―Ｂ
債務者　儀間かずみ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５３４号
沖縄県中頭郡西原町字幸地981番地　県営幸地高層住宅１棟710号
債務者　髙良　千賀
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６号
沖縄県浦添市勢理客１丁目17番１―202号　コーポラスゆりⅡ
債務者　上地まり子（旧姓玉里・友利）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５号
宮城県名取市増田字北谷40番地の４
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
仙台市泉区福岡字寿連原21番地
債務者　新田　　透
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
仙台市泉区南光台６丁目12番48号　ティエラ南光台201
債務者　大森　圭一
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
仙台市宮城野区幸町２丁目11番６号　金華荘205
債務者　船迫美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係